



栃木県公報

平成28年
6月22日(水)
号外
第48号

目次

選挙管理委員会

○参議院栃木県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第50号

平成28年7月10日執行の参議院栃木県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成28年6月22日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

45,257,000円